

議案第48号

徳島県市町村総合事務組合同規約の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項及び第290条の規定により、徳島県市町村総合事務組合同規約を別紙のとおり変更することについて、議会の議決を求める。

令和6年6月10日提出

小松島市長 中山俊雄

徳島県市町村総合事務組合同規約の一部を改正する規約

徳島県市町村総合事務組合同規約（昭和54年徳島県指令地方第5号）の一部を次のように改める。

第3条第21号中「個人住民税」の次に「並びに森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律（平成31年法律第3号）に基づく森林環境税」を加える。

附 則

この規約は、令和7年4月1日から施行する。